2019年9月20日

日本基督教団　関東教区　諸教会・伝道所　御中

日本基督教団関東教区 　　総 会 議 長　福島　純雄

教会互助委員会

委 員 長　　 熊江　秀一

関東教区教会互助　教師謝儀互助について

主の御名を賛美いたします。

　日々、主の宣教の業にお励みのことと存じます。さて、関東教区教会互助「教師謝儀互助」の2020年度分申請について、下記の通りご案内申し上げます。

1. 新規・継続に関わらず、新年度の関東教区教会互助申請の締め切りは、１月３１日です。

1月31日以降の提出は、受け付けられませんので早めにご準備下さい。

　　※互助を必要とする人事を行う時、役員会に招聘の候補者があげられ、協議に入った

　　　時点において、常置委員会に同意を得るものとする。（関東教区互助施行細則第8条）

1. 申請に要する書類は、以下の通りとなります。
	1. 関東教区教会互助「教師謝儀互助」申請書（Ａ4版）
		* 必ず地区委員長・地区長の決済後、締切日前までに教区事務所へお送り下さい。

尚、申請用紙は教区HPの資料集「関東教区各種申請書」からダウンロードするか、CD-ROM「関東教区ハンドブック申請書一覧」よりコピーしてお用い下さい。

* 1. 本年度の「教会総会資料」
	2. 教区教会互助申請を議決した役員会議事録の写し
	3. 当年度4月期～12月期までの会計収支報告書（累計）
	4. その他必要書類として、教師・配偶者の年金通知票や源泉徴収票、または確定申告済みの書類等、収入の全実態が把握できる書類のコピー
1. 関東教区教会互助の基準額と互助可能額の計算方法は、下記の通りとなります。

【 基準額 ＝ Ａ.基本給×16＋（Ｂ.配偶者手当＋Ｃ.扶養手当)×12 】

|  |
| --- |
| Ａ．基本給　　　　１９０，０００円Ｂ．配偶者手当　　　　　２０，０００円Ｃ．扶養手当　　　　　１０，０００円（配偶者を除く一人につき）※年収１０３万円以上の配偶者・扶養家族は、基準額の算定に含まれません。 |

　①.　関東教区教会互助可能額の計算方式

　　互助可能額＝基準額 －（教会からの謝儀+教師の年金・アルバイト・他からの収入等+

 　　　　　　配偶者の年金等の収入から103万円を越えた額の半額）

　※　配偶者の年金等の収入が103万円未満の場合は、「0」とする。

　※　2020年度から、従来の教育手当は奨学金会計より充当することとなりました。2.①

　　　同様にダウンロードまたはコピーして別途「奨学金申請書」をご提出ください。

　　　② 教区の宣教方策上、配慮を要する伝道地については、別途に考慮します。

1. 関東教区教会互助額の決定と執行について
2. ２月開催の教会互助特別委員会において、申請書類に基づき原案を作成し、常置委員会での審議を経てこれを内定額とします。申請された教会には内定額をお知らせ致します。
3. ５月の関東教区総会において議場に提案し、可決後に正式執行されます。
4. ４月・５月分の互助額は、内定額の１６分の１の７０％とし、関東教区総会後に調整額を6月分に加えて送金いたします。